

令和8年度玄海町認知症カフェ運営事業委託仕様書

1 事業名

令和8年度玄海町認知症カフェ運営事業

2 目的

本事業は、認知症の人及びその家族、地域住民、認知症に関わる専門職等の誰もが参加でき集うことができる場所（以下「認知症カフェ」という。）を提供することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が送れる環境を整備し、認知症の人及び家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

3 業務内容

(1) 「認知症カフェ」の設置。

（認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の交流の場の提供及び交流の促進に関すること）

(2) 認知症についての相談、情報提供、助言等の実施に関すること。

(3) 認知症についての正しい知識の普及啓発や地域支え合いの推進に関すること。

(4) その他町長が必要と認める事項に関すること

※認知症カフェの企画実施に当たっては、町に配置している認知症地域支援推進員と連携を図ることとする。また、玄海町地域包括支援センター、介護サービス事業所等及び地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるように努めること。

4 運営方法

(1) 認知症カフェは隔月1回2時間以上開催すること。

(2) 認知症サポーターなどのボランティアを積極的に受け入れ、活用すること。

(3) 相談対応時は相談者のプライバシーに配慮して対応すること。

(4) 認知症カフェの利用料金は、原則無料とする。ただし、利用者飲食費等の費用を実費相当額として、事前に町と協議し、利用者から徴収することができる。

(5) 茶菓を提供する場合には、食中毒や異物混入などの事故が発生することがないように、保管方法や手洗い等の衛生に十分留意しなければならない。

(6) 運営時に事故や災害が発生した時は、速やかに適切な処置を行うとともに、町長に報告しなければならない。

(7) 飲食の提供等については、関係法令等を遵守すること。

5 実施場所

(1) 適切な事業運営が確保できる施設において行うものとする。

(2) 事業所外への出張開催は、町との協議により開催を決定すること。

6 人材の確保

認知症カフェ開催時には、専門職を1名配置しなければならない。なお、専門職とは、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、作業療法士、キャラバンメイ

ト等のことを指し、認知症に関する相談支援を行い、必要時には玄海町地域包括支援センターと連携して対応するものとする。

7 名称

認知症カフェの名称は、「オレンジカフェ」とする。

8 委託料

(1)この事業の対象となる経費は下表のとおりとし、委託料は1回の開催につき、20,000円を上限とし、提出された玄海町認知症カフェ収支計画書(様式第2号)の金額の範囲内とする。

【対象となる経費】

経費名

①人件費

業務に直接関与する者の作業時間に応じて支払われる経費

②謝金

研修会等の講師への謝金等

③旅費

事業実施に伴う交通機関の運賃、宿泊費、駐車料金等

④需用費

1品の取得価格(消費税及び地方消費税を除く。)が1万円以下の事務用品等の物品購入費(文具等の消耗品購入代、パンフレット等の印刷製本費)

⑤役務費

切手代、葉書代、通信料、広告料、各種手数料、各種保険料等

⑦使用料及び賃借料

カフェ設置のための会場の賃借料又は使用料、機材の借り上げ費用等

(2)委託料は、受託者から提出された玄海町認知症カフェ運営事業完了報告書(上半期・下半期)(様式第4号)により履行確認後、支払うものとする。ただし、履行確認前に支払わなければ事業の目的を達成することが困難な場合に限り、概算払ができるものとする。

(3)受託者からの請求書により、請求日から30日以内に支払うものとする。

9 実施計画書等

(1)受託者は、委託契約時に認知症カフェ運営事業実施(新規・変更)計画書(様式第1号)及び玄海町認知症カフェ運営事業収支計画書(様式第2号)を町に提出するものとする。

10 委託料の返還

町長は、受託者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められた時は、受託者に対し、委託料の全部又は一部を取消し、前払いした委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

ア 虚偽の申請又は報告をしたとき。

イ 事業計画の全部又は一部を行わなかったとき。

ウ 本事業以外に委託料を使用したとき。

1 1 完了報告等

(1)受託者は、事業効果や結果について、町が報告を求めた際は業務報告を行うものとする。

(2)受託者は、認知症カフェに着手したときは、次に掲げる区分により、町長に当該事業の中間又は完了の報告をしなければならない。

ア 上半期報告(契約日から9月30日までの認知症カフェの実施に係るもの)

イ 下半期報告(10月1日から翌年3月31日までの認知症カフェの実施に係るもの)

(3)前項の報告は、次の書類を町長に提出して行うものとする。

ア 玄海町認知症カフェ運営事業完了報告書(上半期・下半期)(様式第4号)

イ 玄海町認知症カフェ運営事業収支報告書(様式第5号)

ウ 実施事業の詳細が分かる資料(実施事業の写真、パンフレット等)

エ その他町長が必要と認める書類

1 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

1 3 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 4 協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、町と協議し決定する。

1 5 その他

受託者は町の要請があったときは会議、研修等に出席すること

別紙1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、委託者（以下「甲」という。）の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 13 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めるときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。ただし、その損害賠償額は本契約金額を上限とし、甲乙協議の上決定するものとする。